

今回の火薬合同 WG でご議論頂く範囲の  
技術基準一覧



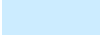
● 移動式製造設備に係る技術上の基準関係

(規則第 4 条の 2 第 1 項関係)

● 移動式製造設備に係る製造方法の基準関係

(規則第 5 条の 2 第 1 項関係)

※今回見直しをする基準の分類

	性能規定化、目的の明確化、対象の見直しを行う基準
	目的の明確化により規制強化となる基準
	移動式製造設備用工室にかかる基準で、定置式製造設備の基準を準用する基準

## 移動式製造設備に係る製造の技術基準一覧(その1)

(見直しのポイント)

移動式製造設備に係る技術上の基準関係(規則第4条の2第1項関係)

号	製造の 技術基準項目	対象物	技術基準の目的					現行の性能 規定化状況 ①	見直しの方向性				
			火薬類の発火・ 爆発防止策		その他				性能規定化 ②	明確化		整理 統合	
			火薬類の発 火・爆発発 生時の被害 抑制策	直接的な発 火・爆発防 止策(熱、 摩擦、衝撃、 静電気、ガ ス、粉塵、 電磁波、異 物混入等)	間接的な発 火・爆発防 止策 (建屋の火 災防止等)	情報提供	盗難防止			その他 (国際条 約、安全管 理、運搬時 の安全確 保、消費時 の安全確保 等)	技術基準の 趣旨の明確 化 イ		規制対象設 備の明確化 ロ
1	警戒標識、移動区域の設定、境界標、安全確保掲示板、警戒札等の設置	製造所全体			○	○		○	-	-	-	-	-
2	移動区域内に作業上やむを得ない施設以外の設置禁止	施設の位置			○			○	-	-	-	-	-
3	移動区域の境界標が森林内に設けられた場合の防火用空地(幅2m)の確保	施設の位置		○	○			×	○	-	-	-	-
4	移動式製造設備用工室の設置	施設の位置	○					-	-	-	-	-	○
5	移動区域の保安距離	施設の位置	○					×	-	-	-	-	-
6	移動式製造設備との保安間隔	施設の位置	○					×	-	-	-	-	○
7	廃棄焼却場の保安距離	施設の位置	○					×	-	-	-	-	-
8	移動区域内への固体燃料のボイラー・煙突の設置禁止	施設の位置		○	○			×	-	-	-	-	-
9	移動式製造設備用工室の避雷装置	施設		○	○			×	○	-	-	-	○
10	移動式製造設備用工室の構造(別棟、耐火構造)	施設	○	○				×	-	-	-	-	○
11	移動式製造設備の構造(耐火構造)、消火設備を設置	装置	○	○				○	-	-	-	-	-
12	移動式製造設備用工室の付近に貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備の設置義務	施設	○	○	○			○	-	-	-	-	○
13	移動式製造設備用工室のドア・窓はできるだけ多く設け、原則外開き等	施設	○	○				×	○	-	-	-	○
14	移動式製造設備用工室の内面の土砂の剥落や飛散の防止措置と床面の鉄類禁止	施設		○				○	-	○	-	-	○
15	移動式製造設備の構造(土砂類の進入防止、さびにくい材料)	装置		○				○	-	-	-	-	-
16	移動式製造設備用工室の床面は、火薬類の浸透、侵入がない措置	施設		○				○	-	-	-	-	○
17	移動式製造設備用工室内の原動機の設置禁止。ただし、爆発又は発火を起さず置かない場合にはこの限りではない。	装置		○	○			○	-	-	-	-	○
18	移動式製造設備の動力(ディーゼル車若しくは爆発又は発火を起こすおそれのないもの)	装置		○				×	○	-	-	-	-
19	移動式製造設備等の機械の構造は、鉄と鉄の摩擦の排除、摩擦部に滑剤を塗布、動揺の防止、火薬類の侵入の防止措置	装置		○	○			×	○	-	○	-	○
20	移動式製造設備用工室等の暖房装置は、熱源は蒸気、熱気、温水、燃焼しやすい物と隔離、表面に火薬類等の付着防止措置を講じる	装置		○	○			×	○	○	-	-	○
21	移動式製造設備用工室等の照明装置等	装置		○	○			×	○	○	-	-	○
22	移動式製造設備用工室等の機械設備金属部の接地	装置		○				×	-	-	-	-	○
23	移動式製造設備用工室等の停滞量等の掲示板による掲示	掲示/施設			○	○		×	○	○	-	-	○
24	移動式製造設備用工室に面した本造建築物の耐火的措置	施設	○		○			○	-	-	-	-	○
25	移動式製造設備用工室の壁、天井の隙間を無くす構造等	施設		○	○			○	-	-	-	-	○
26	火薬類又は原料の粉じん飛散防止措置	施設/装置		○				○	-	-	-	-	○
27	移動式製造設備の静電気除去措置	装置		○				○	-	-	-	-	-
28	移動式製造設備の構造(異常時に直ちに製造を中止できる構造)	装置		○				○	-	-	-	-	-
29	移動式製造設備の構造(回転部が内壁と接触しない構造)	装置		○				×	-	-	-	-	-
30	移動式製造設備のホース等の強度、静電気等に対する安全措置	装置		○				○	-	-	-	-	-
31	火薬類の加圧設備の安全装置	装置		○				○	-	-	-	-	-
32	火薬類等の運搬容器	装置		○				○	-	-	-	-	-
33	廃棄焼却場の防火壁設置等の防火措置	施設	○		○			×	-	-	-	-	-

## 移動式製造設備に係る製造の技術基準一覧(その2)

移動式製造設備に係る製造方法の基準関係(規則第5条の2第1項関係)

号	製造の技術基準項目	対象物	技術基準の目的					現行の性能規定化状況 ①	見直しの方向性			
			火薬類の発火・爆発発生時の被害抑制策	火薬類の発火・爆発防止策		その他			性能規定化 ②	明確化		整理統合
				直接的な発火・爆発防止策(熱、摩擦、衝撃、静電気、ガス、粉塵、電磁波、異物混入等)	間接的な発火・爆発防止策(建屋の火災防止等)	存在情報の提供	盗難防止			技術基準の趣旨の明確化 イ	規制対象設備の明確化 ロ	
1	特定硝酸アンモニウム系爆薬の配合比、最大生産数量等を定め製造	生産物						○	-	-	-	-
2	移動区域内への作業に必要な者等以外の立入禁止	移動区域	○					○	-	-	-	-
3	危険間隔内等の人数制限	設備、 廃棄焼却場	○					×	-	-	-	○
4	移動区域内での酒気帯び作業禁止	移動区域		○				-	-	-	-	-
5	移動区域内での作業は丁寧なことに	移動区域		○				-	-	-	-	-
6	移動式製造設備の固定	設備		○				○	-	-	-	-
7	工室内での製造	工室	○					-	-	-	-	○
8	火薬類への異物混入防止のための設備の清掃、強風時の砂塵進入防止のための放水等	設備		○				○	-	-	○	○
9	危険間隔内等への携帯電灯以外の灯火の携行禁止	設備、 廃棄焼却場		○				×	○	○	-	○
10	移動式製造設備等の付近への爆発・発火・燃焼しやすい物質の堆積禁止	設備、 廃棄焼却場		○	○			○	-	○	-	○
11	危険間隔内等の告示で定める停滞量等の遵守	設備、 廃棄焼却場	○					×	-	-	-	○
12	移動式製造設備の点検、整備	設備		○				○	-	○	-	○
13	移動式製造設備を修理する際の基準。(火薬類の除去)	設備		○	○			○	-	-	-	○
14	移動式製造設備の改造・修理時にはあらかじめ危害予防の措置を講じること	設備		○	○			○	-	-	-	○
15	移動式製造設備の目的外作業の禁止	設備	○		○			○	-	-	-	○
16	廃棄火薬類等の廃棄措置	廃棄			○			×	○	○	-	-
17	火薬類、油類の付着した布類等の取扱	廃材		○	○			○	-	-	-	-
18	火薬類の焼却は一定の場所で行うこと	廃棄	○					×	-	-	-	-
19	製造作業終了後の設備への火薬類の存置禁止(やむを得ない場合は盗難予防の措置を講じること)	(存置)		○	○			○	-	-	-	○
20	移動式製造設備を移動区域外へ移動する際の措置	設備		○				○	-	-	-	-
21	発破孔への爆薬装填時の措置	消費		○				○	-	-	-	-
22	温度・圧力範囲を設定し、その範囲で作業	温度・圧力		○				○	-	-	-	-
23	火薬類、その原料等の運搬時等の扱い(衝突、転落、転倒等の防止)	移動、運搬		○				○	-	-	-	-

:移動式製造設備用工室関係規定